

四日市市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月24日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第10号

四日市市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例

四日市市建築基準法等関係手数料条例（平成19年四日市市条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（建築物省エネ法の規定に基づく手数料の種類及び額）</p> <p>第5条 建築物省エネ法の規定に基づく<u>建築物エネルギー消費性能適合性判定</u>（以下「<u>適合性判定</u>」という。）の申請に対する審査に係る手数料、<u>軽微な変更</u>に該当していることを証する書面（以下「<u>軽微変更該当証明書</u>」という。）の交付の申請に対する審査に係る手数料及び認定の申請に対する審査に係る手数料の種類及びその額は、申請1件につき、別表第8のとおりとする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（建築物省エネ法の規定に基づく手数料の種類及び額）</p> <p>第5条 建築物省エネ法の規定に基づく認定の申請に対する審査に係る手数料の種類及びその額は、申請1件につき、別表第8のとおりとする。</p> <p>2 （略）</p>

改正後			
別表第8（第5条第1項関係）			
種類			額
<u>建築物省エネ法第12条第1項又</u>	<u>非住宅建築物（工場等）</u>	<u>床面積の合計が300㎡以内のもの</u>	<u>21,000円</u>

は第13条
第2項の規
定に基づく
適合性判定
の申請に対
する審査手
数料

		床面積の合計が 300㎡を超え 2,000㎡以 内のもの	42,000円
		床面積の合計が 2,000㎡を 超え5,000 ㎡以内のもの	107,000円
		床面積の合計が 5,000㎡を 超え10,00 0㎡以内のもの	161,000円
		床面積の合計が 10,000㎡ を超え25,0 00㎡以内のも の	200,000円
		床面積の合計が 25,000㎡ を超えるもの	249,000円
非住宅建築物 (工場等以 外)	判定に係 る建築物 エネルギー 消費性 能確保計 画が、建 築物省エ ネ法第2 条第3号 の規定に より定め	床面積の合計が 300㎡以内の もの	98,000円
		床面積の合計が 300㎡を超え 2,000㎡以 内のもの	164,000円
		床面積の合計が 2,000㎡を 超え5,000 ㎡以内のもの	266,000円

	<p>られた簡 易な評価 方法であ って市長 が別に定 める方法 により評 価された ものであ る場合</p>	<p>床面積の合計が 5,000㎡を 超え10,00 0㎡以内のもの</p>	<p><u>348,000円</u></p>
		<p>床面積の合計が 10,000㎡ を超え25,0 00㎡以内のも の</p>	<p><u>418,000円</u></p>
		<p>床面積の合計が 25,000㎡ を超えるもの</p>	<p><u>490,000円</u></p>
	<p>上記以外 の評価方 法により 評価され たもので ある場合</p>	<p>床面積の合計が 3000㎡以内の もの</p>	<p><u>271,000円</u></p>
		<p>床面積の合計が 3000㎡を超え 2,000㎡以 内のもの</p>	<p><u>433,000円</u></p>
		<p>床面積の合計が 2,000㎡を 超え5,000 ㎡以内のもの</p>	<p><u>616,000円</u></p>
		<p>床面積の合計が 5,000㎡を 超え10,00 0㎡以内のもの</p>	<p><u>756,000円</u></p>
		<p>床面積の合計が 10,000㎡ を超え25,0 00㎡以内のも</p>	<p><u>891,000円</u></p>

			の	
			床面積の合計が 25,000㎡ を超えるもの	1,017,000円
建築物省エネ法第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく適合性判定の変更の申請に対する審査手数料	非住宅建築物（工場等）		床面積の合計が 300㎡以内のもの	11,000円
			床面積の合計が 300㎡を超え 2,000㎡以内のもの	24,000円
			床面積の合計が 2,000㎡を 超え5,000㎡以内のもの	62,000円
			床面積の合計が 5,000㎡を 超え10,000㎡以内のもの	95,000円
			床面積の合計が 10,000㎡ を超え25,000㎡以内のもの	118,000円
			床面積の合計が 25,000㎡ を超えるもの	147,000円
			床面積の合計が 300㎡以内のもの	50,000円
	非住宅建築物（工場等以外）	判定に係る建築物エネルギー消費性	床面積の合計が	85,000円

能確保計画が、建築物省エネ法第2条第3号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合	<u>300㎡を超え</u>	
	<u>2,000㎡以内のもの</u>	
	床面積の合計が	<u>142,000円</u>
	<u>2,000㎡を</u>	
	<u>超え5,000㎡以内のもの</u>	
上記以外の評価方法により評価されたものである場合	床面積の合計が	<u>188,000円</u>
	<u>5,000㎡を</u>	
	<u>超え10,000㎡以内のもの</u>	
	床面積の合計が	<u>227,000円</u>
	<u>10,000㎡</u>	
	<u>を超え25,000㎡以内のもの</u>	
	床面積の合計が	<u>268,000円</u>
	<u>25,000㎡</u>	
	<u>を超えるもの</u>	
	床面積の合計が	<u>136,000円</u>
	<u>300㎡以内のもの</u>	
	床面積の合計が	<u>219,000円</u>
	<u>300㎡を超え</u>	
	<u>2,000㎡以内のもの</u>	
	床面積の合計が	<u>317,000円</u>
	<u>2,000㎡を</u>	
	<u>超え5,000㎡以内のもの</u>	
	床面積の合計が	<u>392,000円</u>

		5,000㎡を 超え10,000㎡以内のもの	
		床面積の合計が 10,000㎡ を超え25,000㎡以内のもの	463,000円
		床面積の合計が 25,000㎡ を超えるもの	531,000円
建築物省エネ法第12条第2項又は第13条第3項に規定する軽微変更該当証明書の交付の申請に対する審査手数料	非住宅建築物（工場等）	床面積の合計が 300㎡以内のもの	5,000円
		床面積の合計が 300㎡を超え 2,000㎡以内のもの	12,000円
		床面積の合計が 2,000㎡を 超え5,000㎡以内のもの	31,000円
		床面積の合計が 5,000㎡を 超え10,000㎡以内のもの	47,000円
		床面積の合計が 10,000㎡ を超え25,000㎡以内のもの	59,000円

		床面積の合計が 25,000㎡ を超えるもの	73,000円
非住宅建築物 (工場等以 外)	判定に係 る建築物 エネルギー 一消費性 能確保計 画が、建 築物省エ ネ法第2 条第3号 の規定に より定め られた簡 易な評価 方法であ って、市 長が別に 定める方 法により 評価され たもので ある場合	床面積の合計が 300㎡以内の もの	25,000円
		床面積の合計が 300㎡を超え 2,000㎡以 内のもの	42,000円
		床面積の合計が 2,000㎡を 超え5,000 ㎡以内のもの	71,000円
		床面積の合計が 5,000㎡を 超え10,00 0㎡以内のもの	94,000円
		床面積の合計が 10,000㎡ を超え25,0 00㎡以内のも の	113,000円
		床面積の合計が 25,000㎡ を超えるもの	134,000円
		上記以外 の評価方 法により 評価され たもので	床面積の合計が 300㎡以内の もの
		床面積の合計が 300㎡を超え	109,000円

		ある場合	<u>2,000㎡以内のもの</u> <u>床面積の合計が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの</u> <u>床面積の合計が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの</u> <u>床面積の合計が10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの</u> <u>床面積の合計が25,000㎡を超えるもの</u>	 <u>158,000円</u> <u>196,000円</u> <u>231,000円</u> <u>265,000円</u>
建築物省エネ法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請に対する審査手数料	(略)			
(略)				

備考

1 この表において「工場等」とは、工場その他の市長が別に定める用途の建築物をいう。

2 この表において「非住宅建築物」とは、住戸部分を有しない建築物をいう。

3 (略)

4 (略)

5 (略)

6 (略)

7 複数用途建築物（工場等及び工場等以外の用途を有する建築物をいう。以下同じ。）の適合性判定の申請に対する審査又は軽微変更該当証明書交付の申請に対する審査をする場合の手数料の額は、次の各号に定める手数料の額とする。

(1) 工場等以外の用途の部分について市長が別に定める規模の場合は、非住宅建築物（工場等）とみなし、その床面積の区分に応じた手数料の額

(2) 工場等の用途の部分について市長が別に定める規模の場合は、非住宅建築物（工場等以外）とみなし、その床面積の区分に応じた手数料の額

(3) 前各号に該当する建築物を除く建築物は、当該建築物における非住宅建築物（工場等）の用途の部分の床面積の区分に応じた手数料の額と非住宅建築物（工場等以外）の用途の部分の床面積の区分に応じた手数料の額とを合算した額。ただし、合算した額が当該建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた非住宅建築物（工場等以外）の手数料の額を超える場合は、非住宅部分全体の床面積の区分に応じた非住宅建築物（工場等以外）の手数料の額

8 住宅部分及び非住宅部分を有する建築物の適合性判定の申請に対する審査又は軽微変更該当証明書交付の申請に対する審査をする場合の手数料の額は、非住宅部分における床面積の区分及び用途に応じた手数料の額とする。

9 (略)

10 (略)

11 共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合又は共同住宅等の住戸部分及び共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合の手数料の額は、次に掲げる手数料の額の合計額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。

(1) 共同住宅等の住戸部分の総戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の額

(2) 共同住宅等の共用部分の床面積に応じた共同住宅等の共用部分の手数料の額

改正前

別表第8（第5条第1項関係）

種類		額
建築物省エネ法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請に対する審査手数料	(略)	
(略)		

備考

1 (略)

2 (略)

3 (略)

4 (略)

5 この表において「非住宅建築物」とは、住戸部分を有しない建築物をいう。

6 共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合又は共同住宅等の住戸部分及び共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合の手数料の額は、次に掲げる手数料の額の合計額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。

(1) 共同住宅等の住戸部分の総戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の額

(2) 共同住宅等の共用部分の床面積に応じた共同住宅等の共用部分の手数料の額

7 (略)

8 (略)

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(都市整備部建築指導課)